

※この法令は廃止されています。
平成十六年経済産業省令第十六号

一般ガス事業供給約款料金算定規則

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成十五年法律第九十二号）の一部の施行に伴い、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第十七条第一項の規定に基づき、及び同条第三項の規定を実施するため、一般ガス事業供給約款料金算定規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 認可料金の算定

第一節 総原価の算定（第二条―第八条）

第二節 料金の算定（第九条―第十二条の三）

第三章 届出料金の算定

第一節 供給約款届出料金の算定（第十三条―第十六条）

第二節 供給約款変動額届出料金の算定（第十六条の二・第十六条の三）

第四章 原料費調整制度（第十七条）

第五章 雑則（第十八条―第二十二条）

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、ガス事業法（以下「法」という。）、ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下「施行規則」という。）、ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号。以下「会計規則」という。）、ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十七号。以下「託送料金算定規則」という。）及びガス事業託送供給収支計算規則（平成十六年経済産業省令第二百二号。以下「託送収支規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「卸供給」とは、他のガスを供給する事業者に対する導管による当該ガスを供給する事業者のガスを供給する事業の用に供するガスの供給（託送供給を除く。）をいう。

第二章 認可料金の算定

第一節 総原価の算定

第二条 法第十七条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする供給約款（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業に係るものを除く。以下同じ。）で設定する料金（以下「供給約款認可料金」という。）を算定しようとする一般ガス事業者（以下この条から第十二条の三までにおいて「事業者」という。）は、原価算定期間として、当該事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする三年間（変更しようとする供給約款で設定する料金を算定しようとする事業者があつては一年を単位とする一年以上の期間）を定め、当該期間においてガス事業を運営するに当たつて必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「総原価」という。）を算定しなければならない。

2 前項の総原価は、第四条の規定により算定される営業費の額、第五条の規定により算定される営業費以外の項目の額及び第六条の規定により算定される事業報酬の額の合計額から第七条の規定により算定される控除項目の額を控除して得た額とする。

（需要想定）

第三条 事業者は、ガス需給計画及び設備投資計画を供給計画（法第二十五条第一項の規定に基づき届け出た供給計画をいう。以下同じ。）、需要想定（原価算定期間における販売量、調定件数そ

の他の想定値をいう。以下同じ。）及び事業環境の将来の見込み（技術革新の動向、物価上昇率等の経済指標の動向その他のものをいう。以下同じ。）に基づき策定し、様式第一表及び第二表を整理しなければならない。

2 前項の場合において、ガス需給計画を策定する際に用いる託送供給の需要想定値は、事業者の託送供給の実績が乏しい場合その他の確実な需要想定の実施が困難な場合にあつては、次の各号の需要想定値のいずれかによることができる。

一 大口・卸供給の販売量の需要想定値

二 過去の大口・卸供給の需要の伸び率その他を勘案し合理的な試算の方法により想定した値（営業費の算定）

（営業費の算定）

第四条 事業者は、営業費として、別表第一第一表（一）に掲げる項目ごとに、同表に掲げる方法により算定される額を、様式第二第一表及び第二表に整理しなければならない。

2 中小事業者（需要家数（申請の日の直近の事業年度末のガスメーター取付数をいう。以下同じ。）が一万户未満の事業者をいう。以下同じ。）であつて新設事業者（法第十七条第一項の規定により供給約款を定めようとする事業者をいう。以下同じ。）及び熱量変更を理由として申請を行う事業者以外の者は、前項の規定にかかわらず、別表第一第一表（三）に掲げる項目については、同表に掲げる方法により営業費を算定することができる。この場合において、当該中小事業者は、その算定した額を様式第二第三表及び第四表に整理しなければならない。

（営業費以外の項目の算定）

第五条 事業者は、営業費以外の項目として、別表第一第一表（二）に掲げる項目ごとに、同表に掲げる方法により算定される額を、様式第二第一表及び第二表（前条第二項の規定により営業費の額を算定する者にあつては、様式第二第三表及び第四表）に整理しなければならない。

（事業報酬の算定）

第六条 事業者（新設事業者又は地方公共団体である事業者を除く。）は、事業報酬として、レートベースに事業報酬率を乗じて得た額（以下「事業報酬額」という。）を算定し、様式第三第一表及び第二表に整理しなければならない。

2 前項のレートベースは、一般ガス事業の効率的な実施のために投下された有効かつ適切な事業資産の価値として、別表第一第二表に規定する方法により算定した額とする。

3 第一項の事業報酬率は、事業者の健全な財務体質を維持しつつ、安定的かつ安全なガスの供給を確保する適正な設備投資を円滑に実施するために必要となる事業報酬の額を算定するために十分な率として、別表第一第二表に規定する方法により算定した値とする。

4 新設事業者（地方公共団体を除く。）は、事業報酬として、事業開始の初年度及び第二年度においては社債及び借入金に対する支払利息の額を、第三年度においては、レートベースに事業報酬率を乗じた額を超えない額を算定し、様式第三第一表及び第二表に整理しなければならない。

5 事業者（地方公共団体に限る。）は、事業報酬として、企業債、一時借入金及び他会計からの繰入金に対する支払利息の額を算定し、様式第三第三表及び第四表に整理しなければならない。

6 前項の事業者（新設事業者を除く。）は、当該事業者の事業活動の実情に応じて適正かつ合理的な範囲内において、事業報酬として算定した額に原価算定期間の各事業年度（原価算定期間の始期を当該事業者の事業年度の開始の日から六月を経過する日とした場合にあつては、その日から一年を単位とする各年）における期首固定資産簿価額及び期末固定資産予想帳簿価額の平均に對し、二パーセントを超えない率を乗じて得た額を加算することができる。

（控除項目の算定）

第七条 事業者は、控除項目として、別表第一第三表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる方法により算定される額を、様式第四第一表及び第二表に整理しなければならない。

（総原価の整理）

第八条 事業者は、総原価として、第二条から前条までの規定により算定した営業費、営業費以外の項目、事業報酬及び控除項目の額を、第三項及び第四項に掲げる方法により次の各号に分類

し、総原価の額とともに、様式第五第一表（第四条第二項又は第二十二條の規定により営業費を算定した者にあつては、様式第五第三表。次項において同じ。）に整理しなければならない。

- 一 製造費
- 二 供給販売費
- 三 一般管理費
- 四 その他費

2 中小事業者は、前項の規定にかかわらず、総原価として、第二条から前条までの規定により算定した営業費、営業費以外の項目、事業報酬及び控除項目の額を、次項及び第四項に掲げる方法により次の各号に分類し、様式第五第一表に整理することができる。

- 一 製造費
- 二 供給販売費等
- 三 その他費

3 営業費の額は、営業費の項目ごとに発生した原因に基づき、第一項第一号から第三号までは、前項第一号及び第二号）に分類しなければならない。以下同じ。）が分類する場合にあつては、前項第一号及び第二号）に分類しなければならない。

4 営業費以外の項目、事業報酬及び控除項目の額は、第一項第四号（簡易整理者が分類する場合にあつては、第二項第三号）に分類しなければならない。

第二節 料金の算定

（総原価の機能別原価への配分）

第九條 事業者は、総原価を前条第一項各号（簡易整理者にあつては、前条第二項各号）に掲げる項目ごとに、別表第二に掲げる方法及び別表第三に掲げる配分基準に基づき、機能別原価として、別表第四の項目に配分し、様式第五第二表に整理しなければならない。

（機能別原価の部門別原価への配分）

第十條 事業者は、機能別原価を別表第四に掲げる項目ごとに、別表第五に掲げる配分基準に基づき、当該配分基準の算定の諸元のうち次の各号に掲げる項目のそれぞれについて求めたものとその合計値との比として算定した配分比を用いて、部門別原価として、次の各号に掲げる項目に配分し、様式第五第四表に整理しなければならない。

- 一 小口部門原価
- 二 大口部門原価
- 三 託送供給部門原価

2 託送供給部門原価に属する機能別原価の項目は、別表第四に掲げるもののうち、LNG送原価、その他工場原価（導管の圧力制御に関する費用に限る。）、高圧導管原価、中圧導管原価、低圧導管原価、供給管原価、メーター原価、検針原価、集金原価及び託送供給特定原価とする。

（減少事業報酬額の算定）

第十條の二 事業者（法第二十二條第一項ただし書の承認を受けた事業者であつて法第二十二條の二第一項に規定する届出を行っていない事業者、託送収支規則第七條に規定する事業者及び託送収支規則の規定により公表した直近の当期中部留保相当額（当該額が零を下回る場合にあつては、零。以下「当期中部留保相当額」という。）が零の事業者を除く。）は、減少事業報酬額を算定し、様式第五の二第一表を作成しなければならない。

2 減少事業報酬額は、次項の規定により事業者が定める還元額に第四項の規定により算定される内部留保相当額控除額を加えた額とする。

3 還元額は、当期中部留保相当額の範囲内を上回らない額であつて、事業者が定める額とする。

4 内部留保相当額控除額は、当期中部留保相当額から前項の規定により事業者が定めた額に百分の五十を乗じて得た額を控除して得た額に第六條第三項の規定により算定した事業報酬率を乗じて得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額とする。

（減少事業報酬額の減少機能別原価への配分）

第十條の三 前条の事業者は、減少機能別原価として、前条第一項の規定により算定した減少事業報酬額を第十條第二項に掲げる機能別原価の各項目ごとに整理した事業報酬額とその合計値（以

下「託送供給関連部門事業報酬額」という。）との比として算定した配分比を用いて、第十條第二項に掲げる機能別原価の各項目に配分し、様式第五の二第二表に整理しなければならない。

（減少事業報酬額に係る減少機能別原価の減少部門別原価への配分）

第十條の四 第十條の二の事業者は、減少部門別原価として、前条により算定した減少機能別原価を第十條第二項に掲げる項目ごとに、別表第五に掲げる配分基準に基づき、第十條第一項に掲げる部門別原価に配分し、様式第五の二第三表に整理しなければならない。

（部門別原価の整理）

第十條の五 第十條の二の事業者は、部門別原価として、第十條の規定により整理した部門別原価から前条の規定により整理した減少部門別原価を差し引いた額を、様式第五の三に整理しなければならない。

（小口部門原価の供給約款原価及び選択約款原価への配分）

第十一條 事業者は、第十條（第十條の二の規定により減少事業報酬額を算定した事業者にあつては、第十條の五）により算定した小口部門原価を、当該小口部門原価に係る機能別原価（と）に、別表第六に掲げる配分基準に基づき、当該配分基準の算定の諸元のうち次の各号に掲げる項目のそれぞれについて求めたものとその合計値との比として算定した配分比を用いて、次の各号に掲げる項目に配分し、様式第五第五表及び第六表に整理しなければならない。

- 一 供給約款料金原価
- 二 選択約款料金原価

（供給約款認可料金の設定）

第十二條 事業者は、供給約款認可料金を、前条の規定により整理された供給約款料金原価を基に、ガスの使用者の使用実態に応じたガスの販売量その他の想定値を基準として複数の需要群に区分し、当該区分ごとに基本料金（ガスの販売量にかかわらず支払いを受けるべき料金をいう。）及び従量料金（ガスの販売量に応じて支払いを受けるべき料金をいう。）とを組み合わせたものとして設定しなければならない。

2 事業者は、供給約款認可料金を、供給約款料金原価と原価算定期間中の供給約款に係るガスの販売量により算定される供給約款認可料金による収入額（以下「料金収入」という。）が一致するように設定しなければならない。

3 事業者は、様式第六により供給約款料金原価と料金収入の比較表を作成しなければならない。

（変動額供給約款料金原価の算定）

第十二條の二 事業者は、法第十七條第一項の規定により同項の認可を受けた供給約款（第十六條の三において準用する第十二條の規定により第十六條の二第一項に規定する石油石炭税変動相当額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十七條第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金（以下この条において「現行供給約款料金」という。）を現行供給約款料金（これらの規定により変更後の供給約款を届け出た事業者にあつては、当該変更後の供給約款を届け出る前に定めていた供給約款で設定した料金。次条において同じ。）を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間に次項の規定により算定する原料費の変動額（社会的経済的事情の変動による法第十七條第一項の認可を受けた供給約款で設定した料金を算定した際に第四条第一項の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に起因するもの（以下「外生的原料費変動相当額」という。）に限る。）を基に変更しようとするときは、第二条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変動額供給約款料金原価を算定することができる。

2 前項の事業者は、外生的原料費変動相当額を、社会的経済的事情の変動に伴う単価変動額及び小口部門のガス販売量（現行供給約款料金の算定時における総括原価方式による供給約款料金原価（現行供給約款料金を変動額届出供給約款料金原価により算定した場合にあつては、直近の総括原価方式による供給約款料金の算定時における供給約款料金原価）に係る第三条の規定により策定されたガス需給計画のうち小口供給分に係る数値をいう。）を基に算定し、様式第六の二第一表に整理しなければならない。

5 実績平均原料価格は、調整を行う月の五月前から三月前の期間（第一項括弧書に掲げる一般ガス事業者であつては、調整を行う四半期の前々四半期）における原料の円建て貿易統計価格の平均値に熱量換算係数及び数量構成比を乗じて得た額の合計額とする。

6 第三項括弧書に規定する実績値を用いて基準平均原料価格を算定する一般ガス事業者（第一項括弧書に掲げる一般ガス事業者を除く。以下この条において同じ。）は、前項の規定により算定される実績平均原料価格が各原料の購入単価以外の理由によりその変動が著しくなると見込まれるときは、前項の規定にかかわらず、ガスの使用者の保護の観点を踏まえ、調整を行う月の一年二月前から三月前の期間の範囲内において調整を行う月の三月前を含み、かつ、三月を下回らない一月を単位とした連続する相当の期間（以下「特定期間」という。）における原料の購入価格の実績値の平均値に熱量換算係数及び数量構成比を乗じて得た額の合計額を実績平均原料価格とすることができる。

7 前項の規定により実績平均原料価格を算定しようとする場合には、当該一般ガス事業者は、特定期間を供給約款に定めなければならない。

8 一般ガス事業者は、第六項の規定を適用し、若しくは適用を終了する場合又は特定期間を変更する場合には、これらに伴う供給約款の変更の前後において、実績平均原料価格の算定方法の差異による算定上の過不足を生じさせないよう、必要な調整措置を行うことに係る規定を供給約款に定めなければならない。

第五章 雑則

（地域別料金）

第十八条 一般ガス事業者は、その供給区域が複数の地域に分かれている場合であつて、原料種、供給する方法が著しく異なる場合その他供給約款料金を供給区域ごとに定めることが適当であると認められる場合において、供給約款料金を供給区域の地域別に定め又は変更することができる。この場合において、総原価、変動額供給約款料金を原価、届出総原価又は変動額届出供給約款料金を原価の算定及び配分は供給区域の地域別に行わなければならない。

2 前項の総原価、変動額供給約款料金を原価、届出総原価又は変動額届出供給約款料金の算定、配分及び料金の設定は、第二条から前条までに規定する方法その他これに類する方法であつて一般ガス事業者の事業活動の実情に応じた適正かつ合理的な方法により行われなければならない。

（事業の譲渡等）

第十九条 一般ガス事業者は、事業譲渡等の場合における事業譲渡等の後の供給約款料金については、第三項に規定する料金算定への影響が軽微であると認められるときは、第二条から第十六条の三までの規定にかかわらず、次項に規定する譲受け等一般ガス事業者の供給約款料金をもって譲受け等後の供給約款料金とすることができる。この場合において、一般ガス事業者は、次項及び第三項の規定による平均単価その他の事項を様式第九第一表及び第二表に整理しなければならない。

2 前項に規定する事業譲渡等の場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

一 法第十条の認可を受けた事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割であつて、譲渡しをする又は合併若しくは分割をされる（以下「譲渡し等」という。）一般ガス事業者の直近の事業年度末の需要家数が、譲受けをする又は合併若しくは分割をする（以下「譲受け等」という。）一般ガス事業者の直近の事業年度末の需要家数の二十分の一以下の場合

二 前条第一項の規定により一般ガス事業者が供給区域のある地域別に複数の供給約款料金を設定しているときの、供給約款が適用される供給区域を異なる供給約款が適用される供給区域へ併合する変更であつて、前号に準じる場合（この場合において、第三項中「譲渡し等」とあるのは「併合される」と、「譲受け等」とあるのは「併合する」と、「一般ガス事業者」とあるのは「供給区域における一般ガス事業者」と読み替えるものとする。）

3 第一項に規定する料金算定に与える影響が軽微なときは、譲受け等一般ガス事業者の既に法第十七条第一項の認可を受けた又は法第十七条第四項の届出を行った供給約款料金の供給約款料

金原価又は変動額供給約款料金原価、届出供給約款料金原価及び変動額届出供給約款料金原価（以下「直近改定時供給約款料金原価」という。）を、当該直近改定時供給約款料金の算定に用いたガス販売量の需要想定（以下「直近改定時供給約款ガス販売量」という。）で除して算定した平均単価と、譲渡し等一般ガス事業者及び譲受け等一般ガス事業者の直近改定時供給約款料金原価の和を直近改定時供給約款ガス販売量の和で除した値との格差が、一パーセント以内のときとする。この場合において、譲渡し等一般ガス事業者のガス販売量は、譲受け等一般ガス事業者のガスの熱量で譲渡し等一般ガス事業者のガスの熱量と異なるときは、譲受け等一般ガス事業者のガスの熱量で換算したガス販売量を用いるものとする。

（事業者の定める算定方法）

第二十条 一般ガス事業者は、当該一般ガス事業者の事業実施に係る特別な状況が存在する場合であつて、当該状況を勘案せずに供給約款料金を算定することが合理的でないとき認められる場合において、第九条から第十二条まで（これらの規定を第十五条第二項又は第十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、これらの規定の趣旨に基づくものであつて、これらの規定とは異なる算定方法を定めることができる。この場合において、一般ガス事業者は当該算定方法を、様式第十に整理しなければならない。

2 前項の場合において、経済産業大臣は、施行規則第十九条第一項第一号若しくは第二項第三号又は第十九条の三第三号の規定により提出された様式第十の書類を公表しなければならない。（認可申請書等への添付書類）

第二十一条 一般ガス事業者が、施行規則第十九条第一項第一号又は第二項第三号の規定により提出すべき書類は、様式第一、様式第二第一表及び第二表、様式第三第一表及び第二表、様式第四、様式第五第一表、第二表、第二表補足及び第四表から第六表補足まで、様式第五の二から様式第五の三まで（第十条の二第一項の事業者に限る。）、様式第六並びに様式第八とする。ただし、一般ガス事業者が、第十七条第一項の規定により供給約款における供給約款料金の調整に係る規定を変更することを理由として供給約款の変更をする場合であつて、いずれのガス使用者の支払うべき料金も増加しないと見込まれる場合は、様式第二第二表、様式第三第二表及び様式第四第二表は提出することを要しない。

2 前項の場合において、地方公共団体である一般ガス事業者については、「様式第三第一表及び第二表」とあるのは「様式第三第三表及び第四表」と、「様式第三第二表及び第二表」とあるのは「様式第三第四表及び」と読み替えるものとし、第四表第二項又は第二十二條の規定により営業費を算定した一般ガス事業者については、「様式第二第一表及び第二表」とあるのは「様式第二第三表及び第四表」と、「様式第五第一表、第二表、第二表補足」とあるのは「様式第五第二表、第二表補足、第三表」と読み替えるものとする。

3 一般ガス事業者が、施行規則第十九条の三第三号の規定により提出すべき書類は、第十四条第一項の届出事業者があつては、様式第五の二第一表及び第二表（いずれも第十四条の二第四項の二第一項の事業者にあつては、様式第六、様式第七第一表及び第七第二表から第十四条の二第四項の二第一項の事業者に限る。）、様式第六、様式第七第二表から第四表まで、及び様式第八とし、第十五条第一項の届出事業者にあつては、様式第一、様式第二第一表、様式第三第一表、様式第四第一表、様式第五第一表、第二表、第二表補足及び第四表から第六表まで、様式第五の二から様式第五の三まで（第十五条第二項において準用する第十条の二第一項の事業者に限る。）、様式第六、様式第七第五表並びに様式第八とする。

4 前項の場合において、地方公共団体である一般ガス事業者については、「様式第三第一表」とあるのは「様式第三第三表」と読み替えるものとし、第四表第二項の規定により営業費を算定した一般ガス事業者については、「様式第二第一表」とあるのは「様式第二第三表」と、「様式第五第一表、第二表、第二表補足」とあるのは「様式第五第二表、第二表補足、第三表」と読み替えるものとする。

5 一般ガス事業者が、施行規則第十九条の三第四号又は施行規則第十九条の三の三第三号の規定により提出すべき書類は、様式第六及び様式第七の二とする。

6 第一項の規定にかかわらず、第十二条の二第一項の事業者が、施行規則第十九条第二項第三号の規定により提出すべき書類は、様式第六、様式第六の二及び様式第八とする。

7 第一項又は第三項の規定にかかわらず、第十九条第一項の一般ガス事業者が、施行規則第十九条第二項第三号又は第十九条の三第三号の規定により提出すべき書類は、様式第九とする。

8 第一項又は第三項の場合において、第二十条に規定する異なる算定方法を定める一般ガス事業者が、施行規則第十九条第一項第一号若しくは第二項第三号又は第十九条の三第三号の規定により提出すべき書類は、第一項又は第三項に規定する書類のほか、様式第十の書類とする。

(簡易ガス事業転換時方式)

第二十二條 簡易ガス事業者であつて、その供給地点群の範囲内の区域を供給区域として新たに一般ガス事業を行うおとする者が法第十七条第一項の供給約款で設定する料金を算定しようとする場合においては、当該事業者は、第四条の規定にかかわらず、別表第一第一表(4)に掲げる項目については、同表に掲げる方法により営業費を算定することができる。この場合において、当該事業者は、その算定した額を様式第二三表及び第四表に整理しなければならない。

附則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)附則第九条第一項又は同条第二項の規定により読み替へて準用される改正法第二条の規定による改正後のガス事業法第二十二條第四項後段の規定による届出をしようとする者が、ガス事業託送供給約款料金算定規則(平成十六年経済産業省令第十七号)第二条に規定する第二條第二項から第十條まで(これらの規定を第十五條第二項において準用する場合を含む)、第十八條、第二十條及び第二十二條の規定による大口・卸供給部門原価及び託送供給部門原価の算定を行う場合は、公布の日から適用する。

附則

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成十八年二月二八日経済産業省令第二二二号) この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年二月二七日経済産業省令第二二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

(一般ガス事業供給約款料金算定規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にガス事業法(以下「法」という。)第十七条第一項の認可を受け、若しくは同条第四項の規定による届出をしている供給約款又は同条第七項の規定による届出をしている選択約款(以下この条において「供給約款等」という。)は、次の各号に掲げる者ごとにそれぞれ当該各号に掲げる期間(当該期間中に当該供給約款等を変更した場合は、この省令の施行の日から当該変更した後の当該供給約款等が適用される日の前日までの期間)において、この省令による改正後の一般ガス事業供給約款料金算定規則(以下「新一般ガス事業料金算定規則」という。)の規定に従い、法第十七条第一項の認可を受け、若しくは同条第四項の規定による届出をし、又は同条第七項の規定による届出をしたものとみなす。

- 一 その供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超える一般ガス事業者(第三号に掲げる者を除く。) この省令の施行の日から平成二十一年四月までの期間
二 その供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個以下である一般ガス事業者(次号に掲げる者を除く。) この省令の施行の日から平成二十二年四月までの期間
三 その一般ガス事業の用に供する原料の価格の変動が頻繁に発生しないと認められる一般ガス事業者 この省令の施行の日以降の期間

第三条 一般ガス事業者(その供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個以下である者に限る。)が、この省令の施行の際現に法第十七条第一項の認可を受け、又は同条第四項の規定による届出をしている供給約款について、この省令の施行後十三ヶ月を経過する日までの間に、一般

ガスの用に供する原料の変更等に伴う同条第一項又は同条第三項の規定による変更を行う場合(当該変更を行った後の当該供給約款で設定するガス料金の算定を新一般ガス事業料金算定規則第十七條の規定により行うことが困難な場合に限る。)には、当該変更に対する一般ガス事業供給約款料金算定規則第十七條の規定の適用については、なお従前の例によることができる。この場合において、当該変更を行う者は、新一般ガス事業料金算定規則第二十一條第一項及び第三項の規定にかかわらず、様式第八については提出することを要しない。

2 前項の規定によりなお従前の例により供給約款の変更を行った一般ガス事業者は、平成二十二年四月までの間に、新一般ガス事業料金算定規則第十七條各項の規定に従い、同条第一項に規定するガスの料金の増額又は減額を行うことに係る規定を供給約款に定めなければならない。

第四条 この省令の施行後十三ヶ月を経過する日までの間に一般ガス事業者が法第十七条第四項の規定による供給約款の届出を行い、又は同項の規定による供給約款の届出及び同条第七項の規定による選択約款の届出を行う場合(新一般ガス事業料金算定規則第十七條第一項の規定により同項に掲げる規定を当該供給約款に定める場合に限る。)には、当該供給約款又は当該供給約款及び当該選択約款で設定する料金の算定に係る新一般ガス事業料金算定規則の適用については、同規則第十三條中「一年以上の期間」とあるのは「届出事業者の実情に応じた一年以上の期間」と、第十七條第三項中「原料費を算定するために用いる期間」とあるのは「届出事業者の実情に応じた原料費を算定するために用いる期間」と読み替へることができる。

第五条 この省令の施行の際現にガス事業法施行規則の一部を改正する省令(平成十六年経済産業省令第十五号)附則第三條第一項の規定により当該省令の施行の日には法第十七條第一項の認可を受け、若しくは同条第四項の規定による届出をした供給約款、同条第七項の規定による届出をした選択約款又は法第二十条ただし書の認可を受けたガスの料金その他の供給条件とみなされたガスの料金その他の供給条件により供給を行っていた者(その供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個以下である者に限る。)が法第十七條第三項の規定に基づいて当該供給条件を変更しようとする場合(当該供給条件に新一般ガス事業料金算定規則第十七條第一項に掲げる規定に準じた規定を定めようとする場合に限る。)であつて、その一般ガス事業の運営に係る特殊事情その他の事情により当該変更を新一般ガス事業供給約款料金算定規則の規定により行うことが困難である場合には、当該変更は一般ガス事業供給約款料金算定規則によらないことができる。この場合における当該変更に係る法第十七條第四項及び同条第七項の規定による届出並びに法第二十條ただし書の認可に対するガス事業法施行規則(昭和四十五年通商産業省令第九十七号)の規定の適用については、同規則第十九條の三中「規定による供給約款」とあるのは「規定による一般ガス事業供給約款料金算定規則及び簡易ガス事業供給約款料金算定規則の一部を改正する省令(平成二十一年経済産業省令第二二二号)附則第五條の規定による変更しようとするガス事業法施行規則の一部を改正する省令附則第三條第一項の認可を受け、又は同条第四項の規定による届出をした供給約款とみなされたガスの料金その他の供給条件」と、同規則第十九條の三中「規定による供給約款」とあるのは「規定により一般ガス事業供給約款料金算定規則及び簡易ガス事業供給約款料金算定規則第二十一條に規定する書類に相当する書類」と、同規則第十九條の三の二中「規定による供給約款」とあるのは「規定により一般ガス事業供給約款料金算定規則及び簡易ガス事業供給約款料金算定規則の一部を改正する省令附則第三條第一項の規定により変更しようとするガス事業法施行規則の一部を改正する省令附則第三條第一項の規定により当該省令の施行の日には法第十七條第一項の認可を受けた供給約款とみなされたガスの料金その他の供給条件」と、「規定による供給約款」とあるのは「規定による一般ガス事業供給約款料金算定規則及び簡易ガス事業供給約款料金算定規則の一部を改正する省令附則第五條の規定により変更しようとするガス事業法施行規則の一部を改正する省令附則第三條第一項の規定により当該省令の施行の日には法第十七條第四項の規定による届出をした供給約款とみなされたガスの料金その他の供給条件」と、同規則第十九條の五第二項中「規定による選択約款」とあるのは「規定による一般ガス事業供給約款料金算定規則及び簡易ガス事業供給約款料金算定規則の一部を改正する省令附則第三條第一項の

業法第二十条ただし書に基づく認可を受けた料金その他の供給条件については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際、事業者がガス事業法第十七条第一項の認可を受けた又は同条第四項の届出を行った総原価において算定の対象としているLNG気化圧送原価についてのこの省令による改正後の一般ガス事業供給約款料金算定規則（以下この項において「新規規則」という。）第十條第二項に規定する託送供給部門原価に属する機能別原価の項目、新規規則別表第四から別表第六までに規定する機能別原価の分類及び配分基準の適用並びに新規規則様式第五の整理については、平成三十年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

附則（平成二十六年一月二十九日経済産業省令第三号）抄

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年五月七日経済産業省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後のガス事業会計規則の規定は、同条の規定の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

別表第1（第4条、第5条、第6条、第7条、第22条関係）

第1表

総原価の分類及び算定方法（営業費等）

(1) 営業費

項目	算定方法
原材料費	原価算定期間中の供給計画等に基づいた数量に、時価を基礎とする適正な単価を乗じたものとする。
原料費	原価算定期間中の供給計画等に基づいた数量に、時価を基礎とする適正な単価を乗じたものとする。
加熱燃料費	原価算定期間における実績又は直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した適正な額とする。
補助材料費	原価算定期間における実績又は直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した適正な額とする。
労務費	原価算定期間における実績又は直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した適正な額とする。
役員給与	原価算定期間における実績又は直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した適正な額とする。
給料	原価算定期間における実績又は直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した適正な額とする。
雑給	原価算定期間における実績又は直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した適正な額とする。
賞与手当	原価算定期間における実績又は直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した適正な額とする。
法定福利費	原価算定期間における実績又は直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した適正な額とする。
厚生福利費	原価算定期間における実績又は直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した適正な額とする。
退職手当	原価算定期間における実績又は直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した適正な額とする。
修繕費	以下により算定するものとする。 A. 基準修繕費（ガスメーター修繕費を除く。） 製造費、採取費、供給販売費及び一般管理費の別に以下の算式により算定するものとする。 原価算定期首帳簿原価× （原価算定期直前2年間の経常修繕費の合計額÷原価算定期直前2年間の各事業年度期首帳簿原価の合計額）×（12÷事業年度月数） 経常修繕費にガスホルダー修繕引当金に係る費用を算入していない場合であつて、原価算定期間において当該費用の引当を行うときは、適正な額を加算することができるものとする。 なお、帳簿原価は、土地及びガスメーターに係るものを除いたものであつて、工事負担金圧縮後のものとする。 B. ガスメーター修繕費 原価算定期間中のガスメーターの取替計画、修繕計画等に対応した数量に、時価を基礎とする適正な単価を乗じたものとする。

租税課金（法人税及び地方法人税並びに住民税のうち法人税割を除く。）
C. 新設事業者の修繕費は、上記A及びBにかかわらず、通常予想される経常修繕に要する適正な見積額とする。
A. 固定資産税、事業税等の諸税は、各税法の定めるところにより算定した適正な額とする。
B. 報償金、道路占用料等の公課は、原価算定期間において、契約され又は変更されることが確実なものの適正な見積額とする。

減価償却費
原価算定期間を通じて存する固定資産の帳簿価額及び原価算定期間中増加する固定資産の期間計算を行った帳簿価額に対し、当該事業者が採用している減価償却の計算方法により算定した額とする。この場合において、耐用年数及び残存価額は、法人税法の定めるところによるものとする。ただし、新設事業者にあつては、減価償却費の計算は、定額法によるものとする。
その他の諸経費（上記以外の営業費をいう。）
原価算定期間における供給計画等に対応した適正な見積額とする。

関連費の振替
建設工事、受注工事、器具販売及び附帯事業に関する労務費その他の費用は、当該建設工事等に配分すべき費用の部分を適正に算定し、営業費から控除するものとする。
ただし、簡素合理化方式及び簡易ガス事業転換方式により総原価の算定を行う場合には、関連費の振替は行わないものとする。
(注) 各項目の算定に当たり原価算定期間が2年以上の期間である場合にあつては、各年度（原価算定期間の始期を当該事業者の事業年度の開始の日から6月を経過する日とした場合にあつては、その日から1年を単位とする各年）ごとに算定した額の合計額とする（この表において同じ）。

(2) 営業費以外の項目
項目
営業外費用
算定方法
A. 株式交付費償却及び社債発行費償却は、原価算定期間における株式の交付及び社債の発行計画等に基づく適正な見積額とする。
B. 雑支出は原価算定期間における適正な見積額とする。
ガス熱量変更引当金純増額
ガス熱量変更引当金の引当額と取崩し額の適正な見積額の差額とする。
法人税及び地方法人税並びに住民税（法人税割に限る。）
法人税は、原価算定期間中の平均資本金額に適正な配当率を乗じて得た配当金及び利益準備金を基礎として算定した適正な額とする。この場合において、税率は法人税法に定めるところによるものとする。
地方法人税は地方法人税法に、住民税は地方税法に定めるところによるものとする。

(3) 簡素合理化方式
項目
算定方法
修繕費
以下の算式により算定するものとする。
原価算定期直前事業年度期末帳簿原価×本方式が適用される事業者の原価算定期直前〓年間の修繕費の合計額÷本方式が適用される事業者の原価算定期直前〓年間の各事業年度期首帳簿原価の合計額※
なお、帳簿原価は、土地を除いたものとする。

<p>原価算定直前2年間の各月残額の平均額×(原価算定期間中の月末平均需要家数/原価算定直前2年間の月末平均需要家数)</p> <p>C. 繰延資産の残高</p> <p>原価算定期首の繰延資産簿価額及び期末の繰延資産予想帳簿価額の平均とする。</p> <p>次により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を35・65で加重平均した率とする。</p> <p>A. 自己資本報酬率</p> <p>一般ガス事業を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率(以下「全産業自己資本利益率」という。)を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績値(以下「公社債利回り実績値」という。)を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値の一般ガス事業の経営状況を判断するに適當な年限の平均(全産業自己資本利益率が公社債利回り実績値を下回る場合には公社債利回り実績値)</p> <p>自己資本報酬率Ⅱ(1-a)×公社債利回り実績値+b×全産業自己資本利益率</p> <p>B. 他人資本報酬率</p> <p>需要家数30万戸以上の事業者にとっては、需要家数150万戸以上の事業者の直近一年間の有利子負債の実績額に応じて当該有利子負債の実績額に係る実績利率を加重平均した値(以下「平均実績有利子負債利率」という。)(この場合において、当該事業者の有利子負債の中に転換社債等が含まれているときは、この利率を当該事業者に適用される普通社債の利率に置き換えることとする。)、需要家数30万戸未満の事業者にとっては、平均実績有利子負債利率を社債利率の格付による格差により補正した値とする。</p> <p>この場合において、事業者の経営状況を反映するための年限、全産業自己資本利益率、公社債利回り実績値及びb値並びに平均実績有利子負債利率及び平均実績有利子負債利率を社債利率の格付による格差により補正した値は、それぞれ経済産業大臣が別に告示する値とする。</p>	<p>算定方法</p> <p>器具販売益、ガスメーター賃料等は、事業報酬算定の基礎となつた資産から生じたものに限るものとする。</p> <p>それぞれ実状に応じた適正な見積額とする。</p> <p>賃料等は、事業報酬算定の基礎となつた資産から生じたものに限るものとする。</p> <p>能率のな経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものに基づいて算定する方法以外の方法により設定した種別選択約款の収入又は費用は、施行規則第19条の5で提出した様式第1</p>	<p>項目</p> <p>営業雑益(器具販売益、ガスメーター賃料等、第3条第2項の規定によるときは託送供給収入を含む)</p> <p>雑収入(賃料、遅取加算金収入、能率のな経営の下における適正な原価に費用を算定する方法以外の方法により設定した種別選択約款料金の収入又は費用のいずれか大きい額)</p>
---	---	--

(注) 各項目の算定に当たり原価算定期間が2年以上の期間である場合においては、各年度(原価算定期間の始期を当該事業者の事業年度の開始の日から6月を経過する日とした場合)は、その日から1年を単位とする各年)ごとに算定した額の合計額とする。

別表第2(第9条関係)

製造費の機能別原価への配分方法

(1) 大口・卸供給部門、小口部門、託送供給部門に特定できるものを抽出しそれぞれに直課する。

(2) 上記(1)以外のものについて、内容に応じ、機能別原価のいずれかに直課できるものは可能な限り当該機能別原価に直課し、それ以外のものについては、当該配分基準により各機能別原価に配分(帰属)するものとする。

(3) 製造部門全般に係る管理費用的なもの(以下「製造部門管理費」という。)については、その額をそれぞれ抽出し、その合計額を、各機能別原価金額比により、各機能別原価に配分(配賦)するものとする。

供給販売費の機能別原価への配分方法

(1) 大口・卸供給部門、小口部門、託送供給部門に特定できるものを抽出しそれぞれに直課する。

(2) 上記(1)以外のものについて、内容に応じ機能別原価のいずれかに直課できるものは可能な限り当該機能別原価に直課し、それ以外のものについては、当該配分基準により各機能別原価に配分(帰属)するものとする。

(3) 供給販売部門全般に係る管理費用的なもの(以下「供給販売部門管理費」という。)については、その額をそれぞれ抽出し、その合計額を、各機能別原価金額比により、各機能別原価に配分(配賦)するものとする。

(4) 簡素合理化方式及び簡易ガス事業転換方式により算定したその他諸費用は、人員比又は機能別原価金額比(製造費及び供給販売費等の各項目からその他諸費用を除いたもの)により配分するものとする。

一般管理費の機能別原価への配分方法

(1) 業務の内容に即して、コストプールに区分した上で、機能別原価のいずれかに直課できるものは当該機能別原価に直課し、それ以外のものについては、客観的かつ合理的な基準を設定できるものは、当該配分基準により、各機能別原価に配分(帰属)するものとする。

(2) 客観的かつ合理的な基準を設定できない費用は、機能別原価金額比によって、各機能別原価に配分(配賦)するものとする。

(3) 各事業者の実情に応じて、コストプールを省略できるものとする。

(4) その他費の機能別原価への配分方法

その他機能別原価のいずれかに直課できるものは当該機能別原価に直課し、それ以外のものについては、客観的かつ合理的な基準を設定できるものは、当該配分基準により、各機能別原価に配分(帰属)するものとする。

(5) 客観的かつ合理的な基準を設定できない費用は、機能別原価金額比によって各機能別原価に配分(配賦)するものとする。

別表第3(第9条関係)

第1表

4の4に記載した原価(原資)算定期間における額とする。

製造費の機能別原価への配分基準表

項目	製造費の機能別原価への配分基準表		
	原価	配賦	
諸経費	原料費	従量原価に直課	帰属（括弧内は例示）
	加熱燃料費	従量原価に直課	
	補助材料費	内容に応じて直課	
	給料	製造ガス量比 ※	
	雑給	人員比	
	賞与手当	人員比	
	法定福利費	人員比	
	厚生福利費	人員比	
	退職手当	人員比	
	修繕費	内容に応じて直課	
	電力料	内容に応じて直課	
	水道料	内容に応じて直課	
	消耗品費	内容に応じて直課	
労務費	設備関連	内容に応じて直課	配賦
	その他	人員比（事務用品等） 製造ガス量比（作業用品等）	
	運賃	人員比	
	旅費交通費	人員比	
	通信費	人員比	
	保険料	人員比（自動車関連等）	
	賃借料	固定資産金額比	
	委託作業費	人員比（車両リース料等）	
	租税課金	固定資産金額比（借地料等）	
	設備関連	人員比	
	その他	固定資産金額比（固定資産税・都市計画税等）	
	試験研究費	人員比（自動車税等）	
	教育費	人員比	
たな卸減耗費	製造ガス量比		
固定資産除却費	人員比（器具備品等の少額資産等）		
減価償却費	雑費	人員比（器具備品等の少額資産等）	機能別
	製造部門管理費	人員比（器具備品等の少額資産等） 固定資産金額比	

※ 「製造ガス量比」は、LNG工場とSNG工場等が併設されている場合において、それぞれの工場の原価に配分する基準。
第2表
供給販売費の機能別原価への配分基準表

項目	直課	帰属（括弧内は例示）	配賦
給料	直課	人員比	原価金額比
雑給	内容に応じて直課	人員比	
賞与手当	人員比	人員比	
法定福利費	人員比	人員比	
厚生福利費	人員比	人員比	
退職手当	人員比	人員比	
修繕費	内容に応じて直課	人員比（器具備品等の少額資産等）	
電力料	人員比	人員比	
水道料	内容に応じて直課	人員比	
消耗品費	人員比	人員比	
車両関連	人員比	人員比（共用自動車が多い事業者等） 車両台数比（共用自動車が少ない事業者等）	
その他	人員比（印刷・事務用品等） 固定資産金額比	人員比（宅配便等） 導管延長比（導管資材等）	
運賃	人員比	人員比	
旅費交通費	人員比	人員比	
通信費	人員比	人員比	
保険料	人員比	人員比	
賃借料	内容に応じて直課	導管延長比、ガバナ基数比	
車両関連	人員比	人員比（共用自動車が多い事業者等） 車両台数比（共用自動車が少ない事業者等）	
その他	人員比（事務用品リース料等） 固定資産金額比	人員比（警備料等） 固定資産金額比	
委託作業費	内容に応じて直課	導管延長比	
導管関連	人員比	人員比	
その他	人員比	人員比	
租税課金	内容に応じて直課	導管延長比（道路占用料等）	
設備関連	人員比	人員比	

価の割合（別表第5に掲げる配分基準の算定の諸元のうち、大口・卸供給部門、小口部門、託送供給部門のそれぞれについて求めたものとその合計値との比として算定した配分比をいう。）により、部門別原価に配分するものとする。

別表第10（第17条関係）

原料価格の変動額への換算係数の算定方法

原料価格の変動額の変動額への換算係数の算定方法（単位当たりガス料金への換算係数）

$$\parallel \text{原料価格がトン当たり100円変動したときの販売量1立方メートル当たりの原料費の増減（以下「原料費の増減」という。）} + \text{販売量1立方メートル当たりの原料費の増減に應じた事業報酬額の増減（以下「事業報酬の増減」という。）} + \text{販売量1立方メートル当たりの原料費の増減及び事業報酬額の増減に應じた事業税の増減（以下「事業税の増減」という。）}$$

1 原料費の増減 \parallel 原価算定期間中の原料使用量（トン） \times 原価算定期間中のガス販売量（立方メートル） \times 100（円/トン）

2 事業報酬の増減 \parallel 原料費の増減 \times （営業費のレートベース組入比率（1.5） \times 112） \times 事業報酬率

3 事業税の増減 \parallel （原料費の増減 $+$ 事業報酬の増減 $+$ 事業税の増減） \times 事業税率
 よって事業税の増減 \parallel （原料費の増減 $+$ 事業報酬の増減） \times （事業税率 \times （1 $+$ 事業税率））
 以上より、

単位当たりガス料金

単位当たりガス料金への換算係数 \parallel ① $+$ ② $+$ ③ \parallel （原価算定期間中の原料使用量（トン） \div 原価算定期間中のガス販売量（立方メートル）） \times 100（円/トン） \times （1 $+$ （営業費のレートベース組入比率（1.5） \times 112） \times 事業報酬率） \times （1 $+$ 事業税率 \times （1 $+$ 事業税率）））

様式第1（第3条関係）

（略）

様式第2（第4条、第5条、第22条関係）

（略）

様式第3（第6条関係）

（略）

様式第4（第7条関係）

（略）

様式第5（第8条、第9条、第10条、第11条関係）

（略）

様式第5の2（第10条の2、第10条の3、第10条の4、第10条の5関係）

（略）

様式第5の3（第10条の5）

（略）

様式第6（第12条関係）

（略）

様式第6の2（第12条の2関係）

（略）

様式第7（第14条、第14条の2、第15条関係）

（略）

様式第7の2（第16条の2、第16条の3関係）

（略）

様式第8（第17条関係）

（略）

様式第9（第19条関係）

（略）

様式第10（第20条関係）
 （略）